

なは産業支援センター (MECAL4_5) 令和4年度 入居募集要項



○募集期間・申込方法○ (令和4年7月1日更新)

- (1) 募集期間：令和4年4月11日(月)～令和5年3月31日(金)
入居企業が決定され次第、募集を締め切る場合があります。
募集状況については、下記のホームページをご確認ください。
- (2) 申込方法：那覇市ホームページ又はなは産業支援センター (MECAL4_5) ホームページからダウンロードし、様式及び各種書類を作成、フラットファイルにファイリングし2部(正本1部、副本1部(複写可))及びデータをCD又はDVDで提出。
- (3) 提出方法：なは市民協働プラザ5階
なは産業支援センター (MECAL4_5) 5階 管理事務室に持参。
(土曜日、日曜日、祝日は受付できません。) 遠隔地の場合は郵送可。
受付時間は、午前9:00～午後5:00

那覇市 経済観光部 商工農水課 産業政策 G
なは産業支援センター
TEL : 098-917-0603 / FAX : 098-917-0326
〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号
HP : <https://mecal45.com/>
E-mail : k-syou001@city.naha.lg.jp

(令和4年度) なは産業支援センター入居募集要項 (令和4年7月1日更新)

那覇市では、なは産業支援センター (MECAL4_5) の入居企業を次のとおり募集します。

同施設は、情報通信産業をはじめ、国際物流産業、ものづくり産業、エネルギー産業、観光関連産業等の振興発展、産業集積及び市場開拓に資すること、なは市民協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域活性化に資すること等を目的に平成27年4月に開設し、現在13社が活発な企業活動を展開しております。

下記のとおり、インキュベート室について入居企業を募集します。

1 施設概要

施設名称	なは産業支援センター (なは市民協働プラザ4・5階)
所在地	沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号
管理事務室 業務時間	8:30~17:15 (月~金) ※ 入居企業室への入退室は24時間可能
管理事務室 休業日	土・日曜日、祝日、慰霊の日、年末年始(12月29日~1月3日) ※ 入居企業室への入退室は365日可能 (法定点検時等を除く)
構造・規模	鉄骨造、延べ床面積: 2,822.98㎡ ※ (4階1,487.14㎡ 5階1,335.84㎡)
用途	事務所
エレベータ	2基 (地下1階~5階) Aコア、Bコア各一基
駐車場	入居企業専用駐車区画(1台6,820円/月) ※割当は1台 同バイク用駐車区画(1台1,500円/月) ※台数に制限あり 来客用 有料駐車場110台 (メカルパーキング)
天井高	2,600mm
OAフロアー	フリーアクセス、OAコンセント
入退室	非接触ICカードによる開錠
セキュリティ	夜間常駐警備、防犯カメラ
通信環境	各入居企業で通信事業者と個別契約 (光ファイバー通信可)
その他室内設備	館内インターホン、個別空調
その他	研修室2室、ミーティングルーム・・・無料 会議室1室・・・有料 (使用する場合は申請が必要) 共用部分のフリーWiFi 給湯室

2 現在、募集の入居室等

405号室 (インキュベート室)	床面積 47.69㎡ (約14坪)	月額使用料 59,135円
406号室 (インキュベート室)	床面積 72.96㎡ (約22坪)	月額使用料 90,470円
502号室 (インキュベート室)	床面積 72.63㎡ (約22坪)	月額使用料 90,061円
503号室 (インキュベート室)	床面積 72.50㎡ (約22坪)	月額使用料 89,900円

※上記内容は条例、規則等の改定によって変更される場合もあります。

3 募集企業

(1) 対象事業 (企業) ※なは産業支援センター規則第2条

- ① 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第3条第6号の情報通信産業に属する事業
- ② 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
- ③ 法第3条第9号の製造業等に属する事業
- ④ 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- ⑤ 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
- ⑥ 観光関連産業の振興に資する事業
- ⑦ エネルギー産業の振興に資する事業
- ⑧ 工芸産業その他の地域産業の振興に資する事業
- ⑨ 前各号に掲げる事業の振興及び発展に資する事業

(2) 入居区分及び応募資格要件

インキュベート室

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の中小企業者であること。
- ② 成長の可能性が見込まれる事業計画を有し、現に事業に着手し、又は着手することが確実に見込まれること。ただし、現に着手している場合にあつては、着手後3年以内のものに限る。
- ③ 利用期間の満了後も本市において引き続き事業を行う意思を有すること。

遵守事項

- ① 事業の内容等が各種法令等に抵触していないこと。
- ② 施設の使用がなは産業支援センターの構造、設備及び施設用途に適合すること。
- ③ 入居に関する条件及び各種手続き等を遵守できるものであること。
- ④ なは産業支援センター管理者からの指導・助言を受け入れることができる者であること。
- ⑤ 応募時点で那覇市IT創造館及びなは産業支援センターに入居したことがない者であること。

※但し、那覇市IT創造館入居募集との重複応募はできません。

4 入居条件

(1) 入居予定

405号室 (インキュベート室) 8月末退去予定	令和4年10月以降入居可能
406号室 (インキュベート室) 7月末退去予定	令和4年10月以降入居可能
502号室 (インキュベート室) 空室	令和4年10月以降入居可能
503号室 (インキュベート室) 空室	令和4年10月以降入居可能

(2) 入居期間

インキュベーター室 3年（必要と認められる場合 1年に限り延長可能）

(3) 月額使用料

インキュベーター室 1平方メートル当たり1月 1,240円

※上記内容は条例、規則等の改定によって変更される場合もあります。

(4) その他留意事項

- ① なは市民協同プラザ条例、なは産業支援センター規則、なは産業支援センター運営管理要綱を遵守すること。
- ② これまでに那覇市IT創造館または、なは産業支援センターに入居したことがある場合は応募できません。
- ③ 那覇市IT創造館及びなは産業支援センターの入居審査を受け、基準点を満たさず不選定となった者は、当該審査の日から6か月間は応募できません。
- ④ 入居室電気料金は、入居者の実費負担（個別メーターにて）
- ⑤ 入居企業専用駐車区画（1台 月額6,820円）※割当は1台
- ⑥ 入居企業専用バイク駐車区画（1台 月額1,500円）※台数に制限があります

※上記⑤及び⑥の内容は条例、規則等の改定によって変更される場合もあります。

5 申込方法

(1) 申込書類

- ① 下記の(2)又は(3)の書類をフラットファイルにファイリングし2部（正本1部、副本1部(複写可)）及びPDFデータをCD又はDVD等の電子媒体で提出すること。
- ② 正本、副本それぞれに書類名を記載したインデックスを付すこと。（例：応募申込書）
- ③ 申込者名、企業名、入居予定者名等はフラットファイル表紙に記入し、応募書類と一緒に綴ること。
- ④ 入居応募申込書、履歴書、事業計画書の様式については、那覇市ホームページ及びなは産業支援センターホームページから入居応募書類のダウンロード可能。

(2) 法人の場合

- ア なは産業支援センター入居応募申込書（入居応募書類）
- イ 応募者代表履歴書及び入居（予定）代表者履歴書（入居応募書類）
- ウ 事業計画書（入居応募書類）
- エ 会社概要書（会社案内等）
- オ 法人登記の履歴事項全部証明書（発行3ヶ月以内）
- カ 定款の写し
- キ 直近の決算書過去3期分
- ク 直近の納税証明又は滞納のない証明（国税（その3）・県税・市町村税）
※発行3ヶ月以内
- ケ 応募者が補完したい資料（企業説明パンフレット等）

(3) 個人（企業設立予定者）の場合

- ア なは産業支援センター入居応募申込書（入居応募書類）
- イ 応募者代表履歴書（入居応募書類）
- ウ 事業計画書（入居応募書類）
- エ 住民票（発行3ヶ月以内）
- オ 直近の納税証明又は滞納のない証明（国税（その3）・県税・市町村税）及び企業設立予定の場合は、代表者の所得証明（発行3ヶ月以内）
- カ 応募者が補完したい資料

(4) 募集期間：令和4年4月11日(月) 9:00 ～ 令和5年3月31日(金) 17:00

(5) 事前相談、面談及び助言・指導

入居応募書類の提出については、事前に入居応募要件確認のため、企業支援専門員及び管理事務室職員による事前相談、また、企業支援専門員の面談が必要です。

- ① 面談は、申込書、事業計画書等を持参の上、助言・指導を受けることもできます。
- ② 事前相談、面談をご希望の場合は、事前に、下記（7）書類の提出先及び問合せ先までメール又はお電話にてお申し込みください。
- ③ お越しの際は、隣接するナハメカルパーキング、なは市民協働プラザ地下駐車場をご利用ください（有料）。

(6) 応募書類の提出方法

下記の提出先に持参。（※遠隔地の場合は郵送可ですが、事前にご連絡ください。）

受付時間は、9：00～17：00

※ 土、日、祝日は受付できません。

※ 提出された応募書類等は返還しません。

(7) 書類の提出先及び問合せ先

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは産業支援センター5階 管理事務室
那覇市経済観光部 商工農水課 産業政策グループ なは産業支援センター
TEL 098-917-0603（担当：比嘉）
FAX 098-917-0326
E-mail：k-syou001@city.naha.lg.jp

6 入居企業の選定

(1) 選定方法

なは産業支援センター入居審査委員会において、提出された申込書類等及びZoomによるプレゼンテーション審査を実施し、入居候補者を選定する。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策の影響やその他の事由等により、書類審査により選定する場合もある（審査委員会の日程等詳細については別途通知）。

応募者多数の場合は、一次審査として書類選考を実施する。

(2) 入居審査委員会

なは産業支援センター入居審査委員会の開催については、概ね四半期毎に実施するものとし申請書類の受領に応じ下記のとおり実施する。

~~第1期 令和4年4月11日(月)～令和4年5月31日(火)：【令和4年6月】終了~~

第2期 令和4年6月1日(水)～令和4年8月31日(水)：【令和4年9月】

第3期 令和4年9月1日(木)～令和4年11月30日(水)：【令和4年12月】

第4期 令和4年12月1日(木)～令和5年2月28日(火)：【令和5年3月】

※令和5年3月1日(水)～令和5年3月31日(金)：【令和5年6月予定】

(3) 評価項目等

インキュベーション室（新規創業：創業3年以下・設立予定）

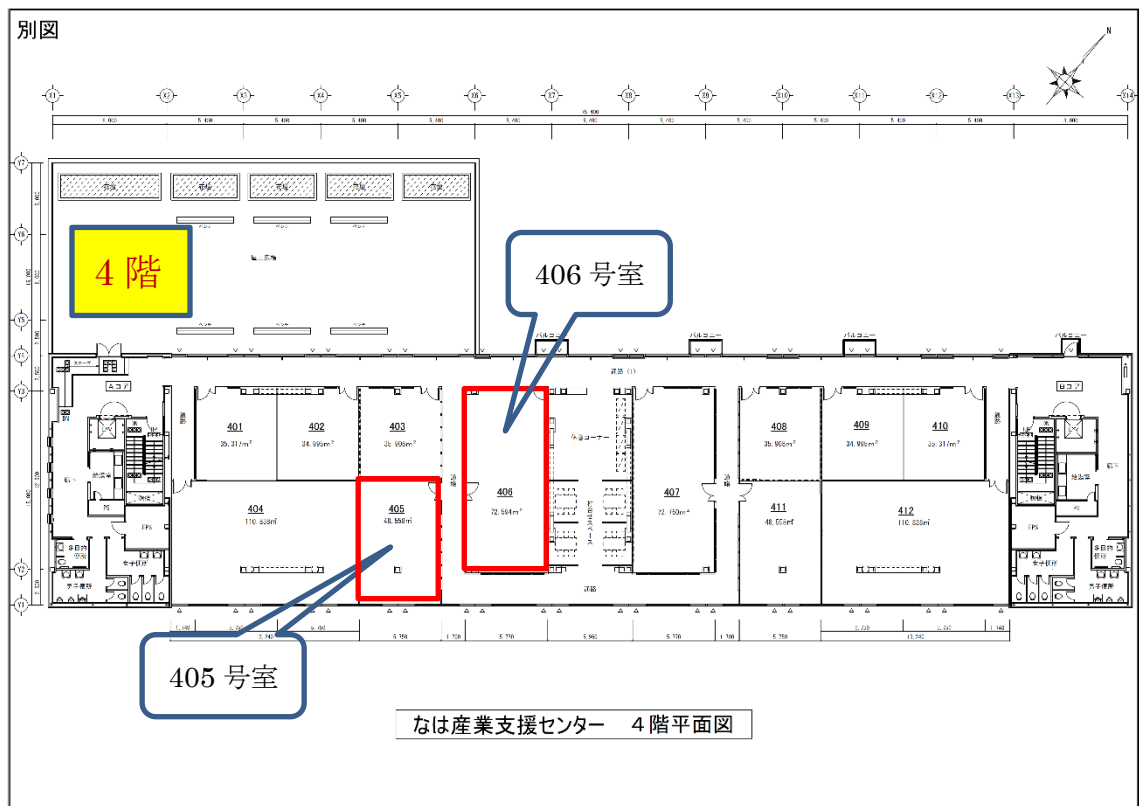
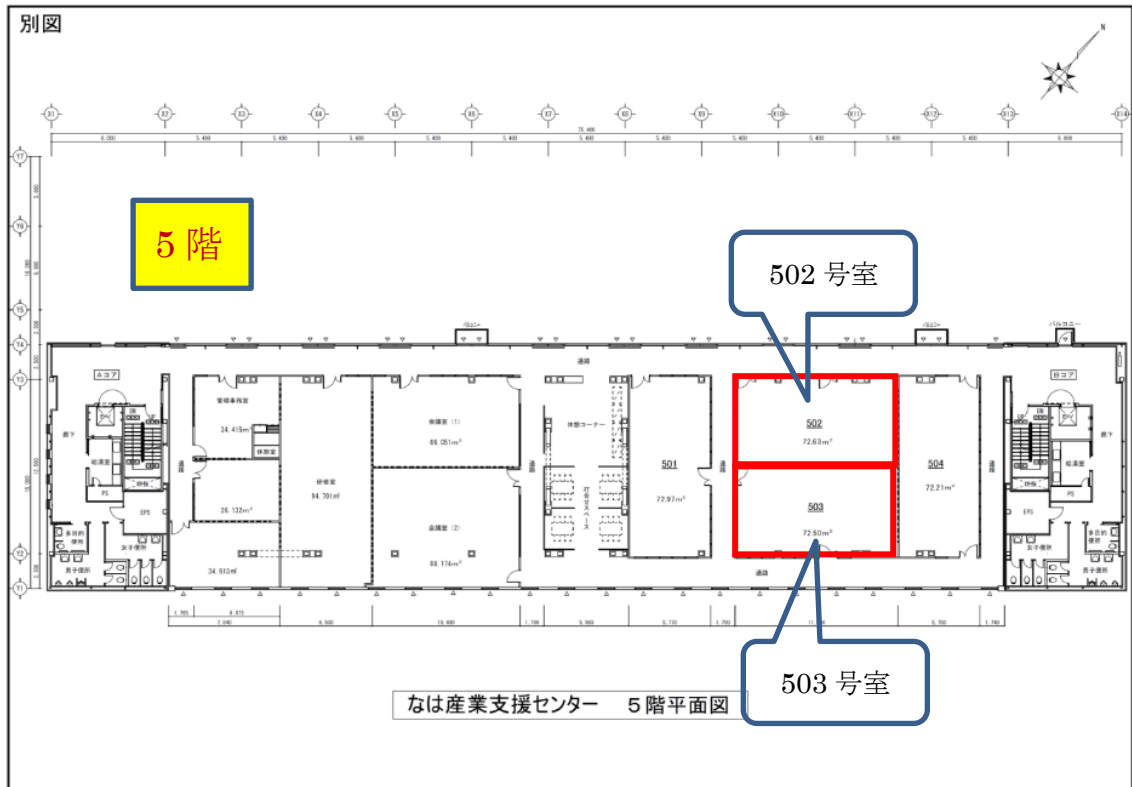
評価項目	評価の視点
資源（前職等これまでの経験や実績、技術力、ビジネスアライアンスの内容）	前職等これまでの経験や実績、技術力、ビジネスアライアンスの内容、資格保持者数やSEやPG等の技術者数等の内容の記載
事業計画における資金調達計画、営業販売計画、雇用計画、収支計画の実現可能性	事業計画における事業計画、資金調達の計画、雇用計画及び収支計画の詳細や入居後3年の計画内容及び事業実現に向けての考え方。また、既に着手している場合は、その進捗状況も記載
I T創造館及びなは産業支援センターへの入居理由、本市に希望する支援内容	I T創造館及びなは産業支援センターへの入居理由、本市に希望する支援内容の記載
4年目以降の中長期ビジョン	I T創造館及びなは産業支援センターへの入居後4年目以降の中長期ビジョンの記載

(4) 入居手続き及び入居の取り消し

入居候補通知書を受けた入居応募者は、通知日から起算して30日以内には産業支援センター入居用施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

また、市長は、入居候補者が指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき又は入居応募申込書の記載事項に著しい変更が生じる等、使用を許可するに不相当と認めるときは、上記の決定を取り消すことができるものとする。

配置図



日本標準産業分類表

大分類	中分類
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業, 郵便業	44 道路貨物運送業
	47 倉庫業

大分類	中分類
I 卸売業, 小売業	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	61 無店舗小売業
K 不動産業, 物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
L 学術研究, 専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
	73 広告業
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業, 飲食サービス業	75 宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
R サービス業(他に分類されないもの)	90 機械等修理業(別掲を除く)
	92 その他の事業サービス業
	95 その他のサービス業
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業